

ID: 49

担当部署: 総務課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	八頭町集落公民館条例 第7条第1項		
例規番号	平成17年条例第88号		
<p><b>【根拠条文】</b> (利用の許可) 第7条 集落公民館の利用を希望する者は、集落代表者に利用申込みを行い、許可を受けなければならない。ただし、町が利用する場合は、この限りでない。</p> <p>2 利用者は、集落公民館の利用に当たっては、集落代表者の指示に従い、善良な管理のもとに利用しなければならない。</p> <p>3 利用者が集落公民館に損傷その他の損害を与えたときは、その損害額相当の金額を集落代表者に支払わなければならない。</p> <p>4 利用時間は、原則として午前7時から午後10時までの間とする。ただし、集落代表者が必要と認めたときは、この限りでない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文、第6条、第8条及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用者の範囲) 第6条 集落公民館の利用者の範囲は、当該集落に居住する者とする。ただし、集落代表者が適当と認めた場合は、当該集落以外の者も利用することができる。 (利用の制限) 第8条 集落代表者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、集落公民館の利用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められる者 (2) その他不相当と認められる者</p> <p>(公の施設の利用における措置) 第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日